

東 広 環 第 3 0 0 号

令 和 3 年 3 月 2 3 日

東 広 島 市 環 境 審 議 会

会 長 西 嶋 渉 様

東 広 島 市 長 高 垣 廣 徳

(生 活 環 境 部 環 境 対 策 課)



東 広 島 市 環 境 基 本 計 画 の 改 定 に つ い て (諮 問)

東 広 島 市 環 境 基 本 計 画 を 改 定 す る に あ た り 、 東 広 島 市 環 境 基 本 条 例 (平 成 2 2 年 条 例 第 2 号) 第 2 2 条 の 規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 貴 審 議 会 の 意 見 を 求 め ま す 。

記

《 諮 問 事 項 》

東 広 島 市 環 境 基 本 計 画 の 改 定 に つ い て

以 上

(諮問理由)

本市では、平成24年3月に東広島市環境基本計画を策定し、「市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を全体目標像として、環境の保全に関する取組みを推進し、また、平成27年3月に東広島市環境先進都市ビジョンを策定し、次世代型環境都市の構築に向けた取組みを実施してきました。

令和2年3月には第五次東広島市総合計画を策定し、「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を将来都市像として、これまでの本市の発展を基盤とする「新たな価値」の創出に向け、持続可能な社会の実現のためのまちづくりを推進しています。

さて、環境基本計画の計画期間は令和3年度までとなっており、現在の社会情勢を踏まえ、本計画の改定にあたっては、脱炭素社会の構築や循環型社会の実現が重要な課題となります。

脱炭素社会の構築については、近年の地球温暖化が原因と考えられる異常気象による災害が国内外で増加し、今後もさらなる頻発化・激甚化が予測されることから、これまでの緩和策のみならず、気候変動を見据えた適用策の推進が必要となっています。

国では、令和3年3月2日に、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を盛り込んだ地球温暖化対策推進法改正案を閣議決定し、広島県では、令和3年3月18日に広島県ゼロカーボンシティーを宣言しました。産業界においても、カーボンニュートラルに向けた企業の意思表示が続いています。

脱炭素社会の形成は、社会全体で一丸となって取り組むべきことであり、本市においても、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、具体的な取組みを推進していく必要があります。

循環型社会の実現については、ゼロエミッションに向けて、資源循環サイクルを拡大した社会づくり、適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を行うとともに、不法投棄防止対策や、廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進を図る必要があります。

また、世界的に社会問題となっている海洋プラスチックの対応をはじめとする地域環境の保全、自然資源の持続的な利用や生態系の健全な維持管理といった自然共生型社会の形成、地域環境を取り巻く生活排水対策、生物多様性の保全、光害等の対応、そして、環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくりが求められています。

こうした中、令和2年7月17日、本市は令和2年度SDGs未来都市に選定されました。

「誰一人として残さない」「世界基準」というSDGsの基本理念を前提に、17の目標(ゴール)を常に意識して、市民、事業者、大学や研究機関、行政が一体となり、様々な先端技術を活用し、あらゆる段階での資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図ることによって、持続可能な社会を実現する必要があります。

こうした状況を踏まえ、第二次東広島市環境基本計画を策定するにあたり、環境施策のあり方や施策展開の方向性などについて、貴審議会に意見を求めます。